

# 平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：老健局老人保健課

事業名	訪問看護支援事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</p> <p>施策目標3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>訪問看護サービスの安定的な供給を維持する体制を整備し、在宅療養の充実を図るため、平成24年度までを集中的な取り組み期間として、訪問看護ステーションの業務を効率化する広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、全国的に効率的な事業（サービス）実施が図られるよう必要な支援を行う。</p>																																			
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (必要性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="354 831 1422 1227"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(有効性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="354 1346 1422 1464"> <tr> <td><b>事業の有効性</b></td> </tr> <tr> <td>本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。</td> </tr> </table> <p>(効率性の評価)</p> <table border="1" data-bbox="354 1597 1422 1756"> <tr> <td>本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他	(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。				民営化や外部委託の可否	可	否		(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無		(有の場合の整理の考え方)				<b>事業の有効性</b>	本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。	本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 高齢化社会、多死社会が進展するなか、在宅療養の整備は国の責務である。その在宅療養の一端を担う訪問看護事業の推進のために、訪問看護サービスの安定的な供給という高い公益性から公的支援が求められている。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	有	無	その他																																	
(理由) 訪問看護サービスの安定的な供給のための体制整備を全国的に行う必要があるため。																																				
民営化や外部委託の可否	可	否																																		
(理由) 都道府県が事業を実施する主体であるが、各都道府県に設置される訪問看護推進協議会での議論を踏まえ、外部委託により実施することも可である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
<b>事業の有効性</b>																																				
本事業を通じて広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置することにより、訪問看護事業所の業務が効率化され、より多くの訪問看護サービス提供が可能となり、その結果、在宅療養が推進される。																																				
本事業の実施を通じて、全都道府県に広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置する。これにより、現在、個々の訪問看護ステーションが作業を行っている請求業務等の事務作業や電話相談等の業務が委託可能となるほか、訪問看護ステーションへの医療材料等提供が可能となることから、業務の効率化が図られ、より多くの訪問看護サービスの提供が可能となる。こうした訪問看護サービスの拡大により、在宅療養が推進されるところであり、本事業の実施によって、政策効果が効率的に発現するところである。																																				

(政策等への反映の方向性)  
 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。  
 (概算要求額:322百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数(単位:回) (前年度以上/毎年度)	本事業により全都道府県に設置された広域対応訪問看護ネットワークセンターに加入した訪問看護ステーションにおける、1訪問看護ステーション当たりの訪問看護回数。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「訪問看護推進事業報告書」(老健局老人保健課調べ)による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)